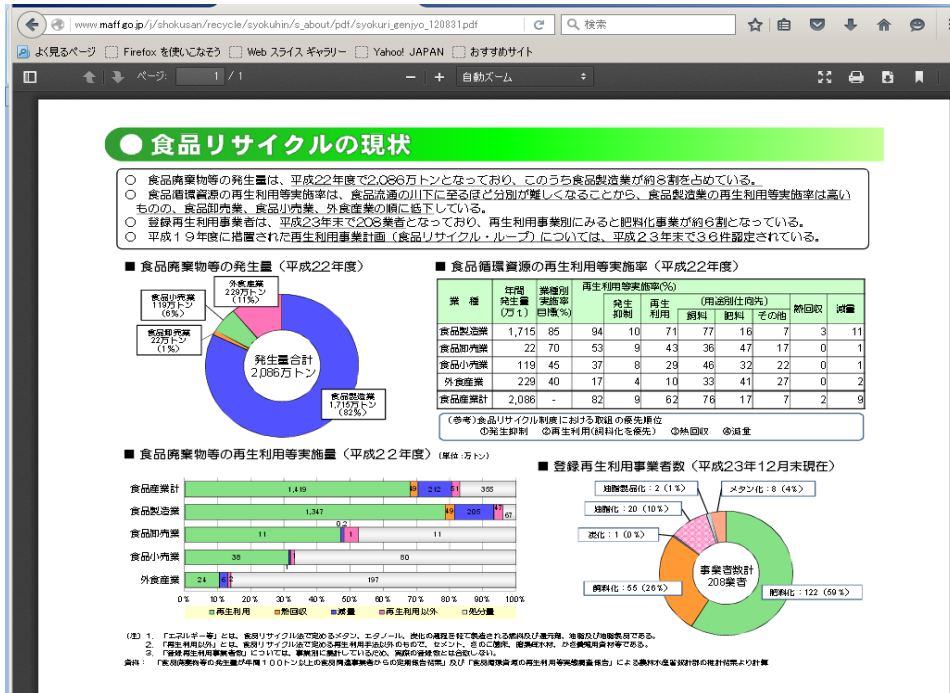


付録3 参考 Web ページ

参考 Web ページ コピー1

環境省：食品リサイクルの現状 〈http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_about/pdf/syokuri_genjyo_120831.pdf〉



参考 Web ページ コピー2

食品リサイクル専門委員会：食料・農業・農村政策審議会食品産業部会（第3回）食品リサイクル小委員会，第1回 合同会合議事録 (http://www.env.go.jp/council/03recycle/y031-01a.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Environment of Japan. The page is titled "食料・農業・農村政策審議会食品産業部会 第3回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会 第1回食品リサイクル専門委員会 第1回合同会合議事録". The page content includes a breadcrumb trail, a search bar, and a main section titled "議事内容" (Meeting Content). The meeting content section contains two paragraphs of text, both starting with "○農林水産省長野原長" (Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries). The first paragraph discusses the meeting's purpose and the role of the secretariat. The second paragraph discusses the meeting's agenda and the role of the secretariat. On the right side of the page, there is a navigation menu with various links such as "環境省のご案内" (Ministry of Environment Information), "政策分野・行政活動" (Policy Areas and Administrative Activities), "環境基準・法令等" (Environmental Standards and Laws), "白書・統計・資料" (White Papers, Statistics, and Materials), and "申請・届出・公募" (Applications, Notifications, and Public Solicitations).

参考 Web ページ コピー3

農林水産省：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の概要

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_about/pdf/data1.pdf>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の概要
(平成12年法律第116号。平成13年5月1日施行。最終改正平成19年6月13日)

1 趣旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定等

① 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。基本方針では、再生利用等を実施すべき量に関する目標を、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に定めている。
※業種別目標は、その業種全体で達成されることが見込まれる目標である。

食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なものの
再生利用：食品循環資源を飼料・肥料・炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤・油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること
再生利用等：発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

② 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、広報活動等に努める。

(2) 食品関連事業者による再生利用等の実施

① 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組む。判断の基準となるべき事項では、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定める。

参考 Web ページ コピー4

堆肥化についての基礎知識

< <http://www.chikusan-kankyo.jp/taihiss/taihi/taihi.htm> >

The screenshot shows a web browser window with the following content:

- 堆肥生産についての基礎知識**
- 堆肥化処理の基本**
- 堆肥化処理の目的とメリット**
 - 家畜ふん・汚物感を無くし、衛生的で取り扱い易くする
 - 取り扱い易い水分にする
 - 水分の簡易推定法
 - 作物に害を与えない有効な土壌改良材や有機質肥料にする
 - 有機性資源のリサイクルによって資源循環型社会に貢献する
 - 安全で衛生的な有機肥料にする
 - 高温発酵により雑草の種子が死滅する
- 堆肥化処理とは**
 - 好気性発酵を行うこと
 - 臭い成分の消失と水分を蒸発させる
 - 安全で衛生的な堆肥に仕上げる
 - 一次発酵と二次発酵
- 堆肥の品質条件と利用目的**
 - 扱い易い堆肥とは
 - 堆肥の品質と条件
 - 高濃度の重金属を含んでいる堆肥はダメです
 - 堆肥の品質推奨基準(全国農業協同組合中央会 1993)
- 良質堆肥の生産条件**
- 発酵堆肥化の処理条件**
 - 栄養源
 - 適正な水分(容積重)
 - 空気
 - 微生物
 - 温度
 - 堆肥化期間
- ふんと副資材の混合割合**
 - 水分を指標にする
 - 水分調整は畜種により異なる
 - 水分調整の計算方法
 - 家畜ふん・尿の分離を高めると副資材を少なくすることが出来る
 - 原料水分が異なる場合のオガクスの必要量(牛ふんの場合)
 - 仕込み堆肥の水分は製品堆肥の水分に影響する
 - 水分調整に必要な副資材の必要量の求め方